

箕面市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和7年度定期監査（施設監査）の結果について、同条第9項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月7日

箕面市監査委員 瀧 洋二郎
同 武 智 秀 生



令和 7 年 度
(2025 年度)

定 期 監 査 報 告 書

(施 設 監 査)

箕面市監査委員

施 設 監 査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和7年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う。）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する施設監査に限る。

3 監査の対象

東小学校、豊川南小学校、第二中学校、リサイクルセンター、小野原図書館

4 監査の日程及び実施場所

- ・ 令和7年6月12日から8月20日まで
- ・ 監査委員事務局及び各対象施設

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

事務（施設の管理運営を含む）の執行が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とし、とりわけ施設の管理運営が適正かつ効率的に行われ、安全性が確保されているかに留意して実施した。

監査の重点項目としては、契約関連事務及び補助金・交付金等事務を必須項目とし、これにリスクの重要度、市民の関心の高い事業等として、切手受払簿等の出納事務、学校の保管薬品に関する事務、消耗品購入に関する事務、その他、機械・電気・消防設備等の施設管理に関する事務、備品管理に関する事務並びに学校に係る防災、防犯及び危機管理に関する事務を選択項目として加えた。

これら重点項目に係る簿冊等の書類を提出させて内容を確認するとともに、6月12日、16日及び17日に事務局職員による現地視察を含めた予備監査を行い、施設管理担当者等に対して質問し、説明を求めた。

予備監査の結果を踏まえ、施設ごとに課題と思われる事項についても対象に加え、担当部局に対して調査票により説明を求めた。

7 監査の結果

監査の重点項目を含め予算の執行その他財務に関する事務は、概ね適正に執行されていた。各施設とも公金は適正に管理されている。しかし、依然として事務処理上の軽易なミスが散見されるとともに、共通して改善・検討を要する事項は以下のとおりである。

- ①消耗品等の購入において、障害者優先調達を積極的に活用し、活用できない場合は業種に応じた市内業者を優先するなど、市の物品調達の方針・ルールを理解し、遵守するよう努められたい。
- ②備品の管理について、備品台帳に記載されている備品が見当たらない、使用していない備品を保管している等の課題が概ね共通して見受けられた。特に学校における賞状用の公印については、印字対応になったことに伴い、教育委員会事務局として、今後使用する見込みを考慮の上、廃棄も含めて検討し、全校的な対策を講じられたい。
- ③消防計画について、計画がアップデートされず、実態に即していない記載箇所や記載が不十分な避難経路図が見受けられた。また、計画中の「震災に備えての準備品」の記載内容については、各施設の特性が考慮されずに共通化しており、特に学校においては、体育館が避難所となっていることが踏まえられていないように見受けられた。市民安全政策室と調整（学校については教育委員会事務局が全校分を調整）しつつ、実態に即した計画へ修正を行われたい。
- ④学校施設においては、「箕面市学校施設の長寿命化計画」に基づく計画的な修繕に早期に着手し、学校教育を進める上での必要な施設機能の確保をされたい。

上記3点以外の各施設の監査結果については、次頁以下に記載のとおりである。各施設とも、引き続き、適正かつ効率的で安全な管理運営に尽力されることを要望する。

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 武 智 秀 生

東小学校

(1) 施設概要

- ①開設 昭和43年6月17日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- ③敷地面積 19,835㎡
- ④延床面積 7,613㎡
- ⑤管理体制 校長1名、教頭1名、教職員59名

(2) 防災・防犯対策について

防災訓練（風水害、火災、地震）及び不審者侵入対策のさすまたを用いた不審者対応訓練をそれぞれ年1回実施しており、消火器50台、AED1台が設置されている。

さすまたについては、より効果的な配置となるよう、警察や市民安全政策室に助言を求めることを含め、全校共通の課題として教育委員会事務局で対応を検討されたい。

防犯カメラについては、設置箇所と撮影範囲に限りがあるなか、現状で安全対策面に問題がないのか、他の対策手法も含めて検討されたい。

(3) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(4) 施設・設備の安全点検・安全管理

施設・設備の老朽化に伴い、天井からの雨漏りや空調機器の不具合などが生じており、引き続き学校施設管理室と対策を講じられたい。特に、北館スロープの雨漏りについては、日常使用しない箇所であることを踏まえつつ、必要性、緊急性等を考慮の上で対応されたい。

校内に残存する蛍光灯については、近年中に製造が終了することを鑑み、全校共通の課題として教育委員会事務局で早急に方針を定め、各校に周知されたい。

(5) 薬品庫及び台帳管理について

薬品管理簿の記載不備があったので、正確な在庫確認ができるよう改善されたい。特に劇薬は、ロッカーの施錠を確実にし、紛失があればすぐにわかるように図られたい。

管理ルールについては、組織的なチェック体制の確立を全校共通の課題として、教育委員会事務局で対応を検討されたい。

豊川南小学校

(1) 施設概要

- ①開設 昭和54年5月31日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- ③敷地面積 20,000㎡
- ④延床面積 9,008㎡
- ⑤管理体制 校長1名、教頭1名、教職員89名

(2) 防災・防犯対策について

防災訓練（火災、地震）及び不審者侵入対策のさすまたを用いた不審者対応訓練をそれぞれ年1回実施しており、消火器52台、AED1台が設置されている。

さすまたについては、本件監査により一部配置を見直されたが、より効果的な配置となるよう、警察や市民安全政策室に助言を求めることを含め、全校共通の課題として教育委員会事務局で対応を検討されたい。

防犯カメラについては、設置箇所と撮影範囲に限りがあるなか、現状で安全対策面に問題がないのか、他の対策手法も含めて検討されたい。

(3) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(4) 施設・設備の安全点検・安全管理について

施設・設備の老朽化に伴い、外壁の剥離（北館4階学習室テラス等）、天井からの雨漏りや空調機器の不具合などが生じており、引き続き学校施設管理室と対策を講じられたい。特に、1階西側渡り廊下の天井の安全確認を早期に行われたい。

給食設備点検において指摘のあった、給食室手洗い場が温水対応していないことについては、実務上又は衛生上、問題がないのか確認されたい。

(5) 薬品庫及び台帳管理について

薬品管理簿の記載不備があったので、正確な在庫確認ができるよう改善されたい。特に劇薬は、ロッカーの施錠を確実にを行い、紛失があればすぐにわかるように図られたい。

管理ルールについては、組織的なチェック体制の確立を全校共通の課題として、教育委員会事務局で対応を検討されたい。

第二中学校

(1) 施設概要

- ①開設 昭和31年5月28日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建
- ③敷地面積 25,816㎡
- ④延床面積 11,135㎡
- ⑤管理体制 校長1名、教頭1名、教職員41名

(2) 防災・防犯対策について

防災訓練（火災、地震）及び不審者侵入対策のさすまたを用いた不審者対応訓練をそれぞれ年1回実施しており、消火器66台、AED1台が設置されている。

さすまたについては、より効果的な配置となるよう、警察や市民安全政策室に助言を求めることを含め、全校共通の課題として教育委員会事務局で対応を検討されたい。

防犯カメラについては、設置箇所と撮影範囲に限りがあるなか、現状で安全対策面に問題がないのか、他の対策手法も含めて検討されたい。

(3) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(4) 施設・設備の安全点検・安全管理について

施設・設備の老朽化に伴い、外壁の剥離（南館南側のテラス天井、外壁等）、天井からの雨漏りや空調機器の不具合などが生じており、引き続き学校施設管理室と対策を講じられたい。特に、北館1階体育館通用口の天井においては、改修の必要性等を考慮の上で対応されたい。

安全対策の基本である5S活動（整理、整頓、清潔、清掃、躰）については、適切に実行されており、校内環境の向上に寄与している。

(5) 薬品庫及び台帳管理について

薬品管理簿の不備はなく、適切に記載されている。引き続き正確な在庫確認を行われたい。劇薬については、ロッカーの施錠を確実に行之、紛失があればすぐにわかるように図られたい。

管理ルールについては、組織的なチェック体制の確立を全校共通の課題として、教育委員会事務局で対応を検討されたい。

リサイクルセンター

(1) 施設概要

- ①開設 平成5年2月9日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建
- ③敷地面積 91,312㎡
- ④延床面積 2,721㎡
- ⑤管理体制 所長1名、職員1名

(2) 防災対策について

防災訓練を年1回実施しており、消火器24台、スプリンクラー、自動火災報知設備が設置されている。

(3) 機械・電気・消防設備の点検について

適正に点検されている。

(4) 施設・設備の安全点検・安全管理について

適正に点検・管理されているが、安全対策の基本である5S活動（整理、整頓、清潔、清掃、躰）のうち特に整理、整頓の観点から、不十分な点も見受けられた。未使用物品の整理や廃棄を行い、職場環境の向上に努められたい。

(5) 公の施設について

リサイクルセンターは市民が利用する公の施設として条例で規定されているが、市民の利用に供していた3階の市民工房は平成25年9月末で閉鎖してから10年以上が経過している。リサイクルセンター条例に規定する事業の実施実績はほとんどなく、現在、センターの建物内で行われているのは資源ごみ（かん、びん）の選別業務のみで、公の施設としての性質はほぼ有していないと認められる。

今後、リサイクルセンターの活用方策を検討した上で、公の施設としての再稼働が見込めないのであれば、条例及び施行規則を廃止し、建物をクリーンセンターの一部として位置づけ、従前からの選別業務に加え新たな活用事業等を行うことを検討されたい。

小野原図書館

(1) 施設概要

- ①開設 平成25年5月11日
- ②構造 鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建
- ③敷地面積 1,427㎡
- ④延床面積 2,215㎡（施設全体）のうち1階図書館閲覧室263㎡
- ⑤管理体制 館長1名、任期付職員2名

(2) 防災対策について

箕面市立多文化交流センターの指定管理者である公益財団法人箕面市国際交流協会（以下「協会」という。）とともに消火・避難誘導訓練を実施している。

(3) 機械・電気・消防設備の点検について

協会により、適正に点検されている。

(4) 施設・設備の安全点検・安全管理について

施設は協会により、設備は小野原図書館により、それぞれ適正に点検・管理されている。

(5) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿については、少なくとも年1回は所属長が確認してその証拠を残すなど、様式の変更も含めて、組織的なチェック体制を図られたい。